

3. 地域の概況

3.1 一般項目

3.1.1 人口

計画地及びその周辺の過去5年間の町丁目別人口の推移は表3.1.1-1に、町丁区域は図3.1.1-1に示すとおりです。

計画地の位置する高輪二丁目の令和8年の人口は6,535人であり、港区の人口の2.42%を占めています。

計画地及びその周辺の過去5年間の人口は、概ね増加傾向にあります。

表 3.1.1-1 町丁目別人口の推移

単位：人(%)

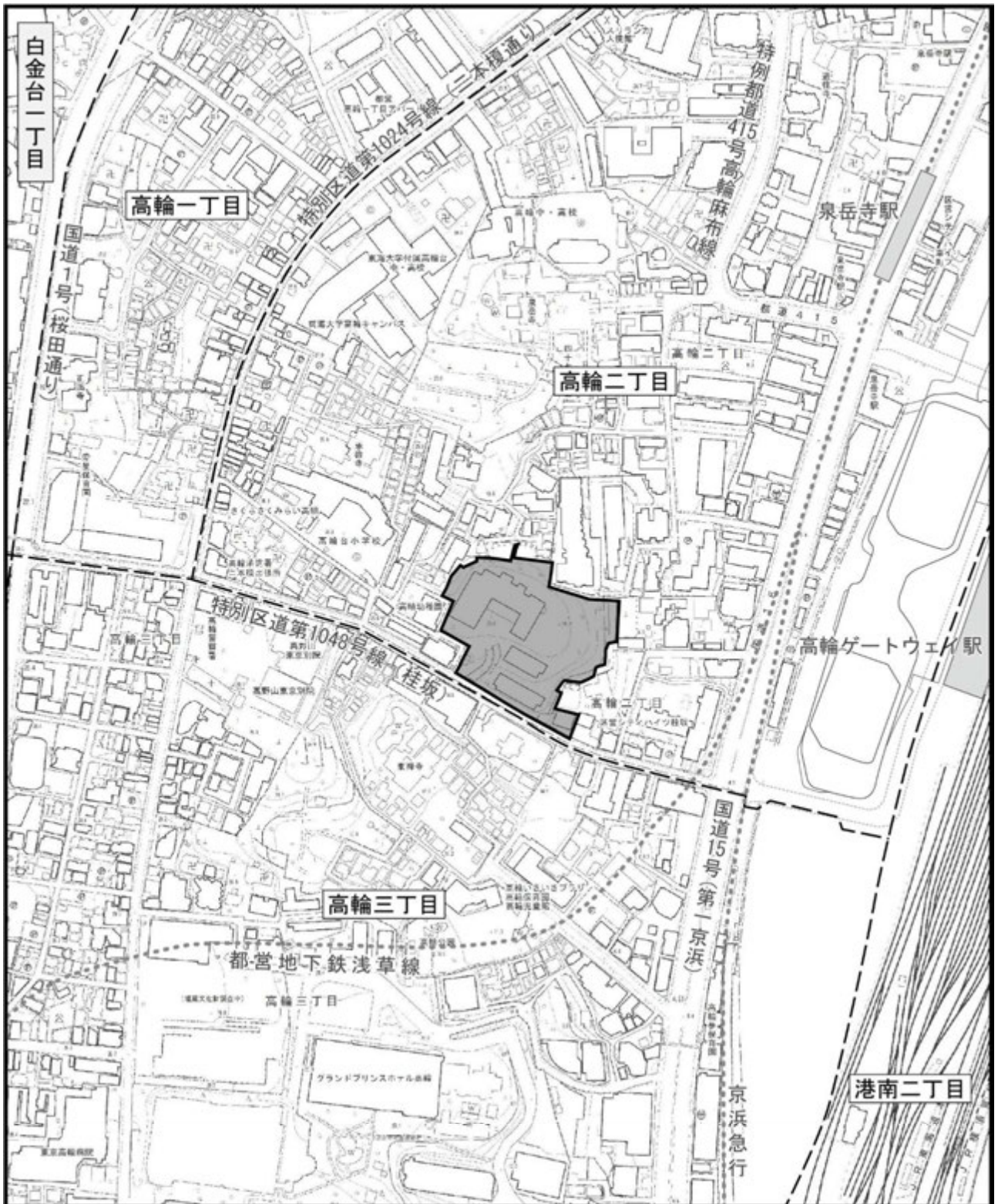
区・町丁目	年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
港区全体		257,183	261,615	266,306	267,780	269,877
高輪一丁目		6,821	7,260	8,045	8,044	8,075
高輪二丁目		6,355 (2.47)	6,420 (2.45)	6,415 (2.41)	6,507 (2.43)	6,535 (2.42)
高輪三丁目		4,709	4,722	4,706	4,712	4,718
白金台一丁目		1,006	981	1,010	1,042	1,072
港南二丁目		2,585	2,623	2,608	2,684	2,669
小計		21,476 (8.35)	22,006 (8.41)	22,784 (8.56)	22,989 (8.59)	23,069 (8.55)

注1) 各年1月1日現在

注2) ()内は、区全体の人口に占める割合(%)を表します。

注3) ：計画地は、高輪二丁目に位置しています。

資料：「各月1日現在の各総合支所管内別の町丁目別人口・世帯数（平成4年～令和8年）」
（港区ホームページ 令和8年2月閲覧）



凡例

- 計画地
- 町丁界



Scale 1:5,000



图 3.1.1-1 町丁区域

3.1.2 交通

(1) 道路網及び自動車交通量

計画地周辺の主要道路は図 3.1.2-1 に示すとおりであり、計画地の南側は特別区道第 1048 号線（桂坂）に面しています。

東側に国道 15 号（第一京浜）、北側に特例都道 415 号高輪麻布線、西側に特別区道第 1024 号線（二本榎通り）及び国道 1 号（桜田通り）が通っています。

計画地周辺の令和 3 年度道路交通センサス調査地点は、図 3.1.2-1 に、調査結果は、表 3.1.2-1 に示すとおりです。

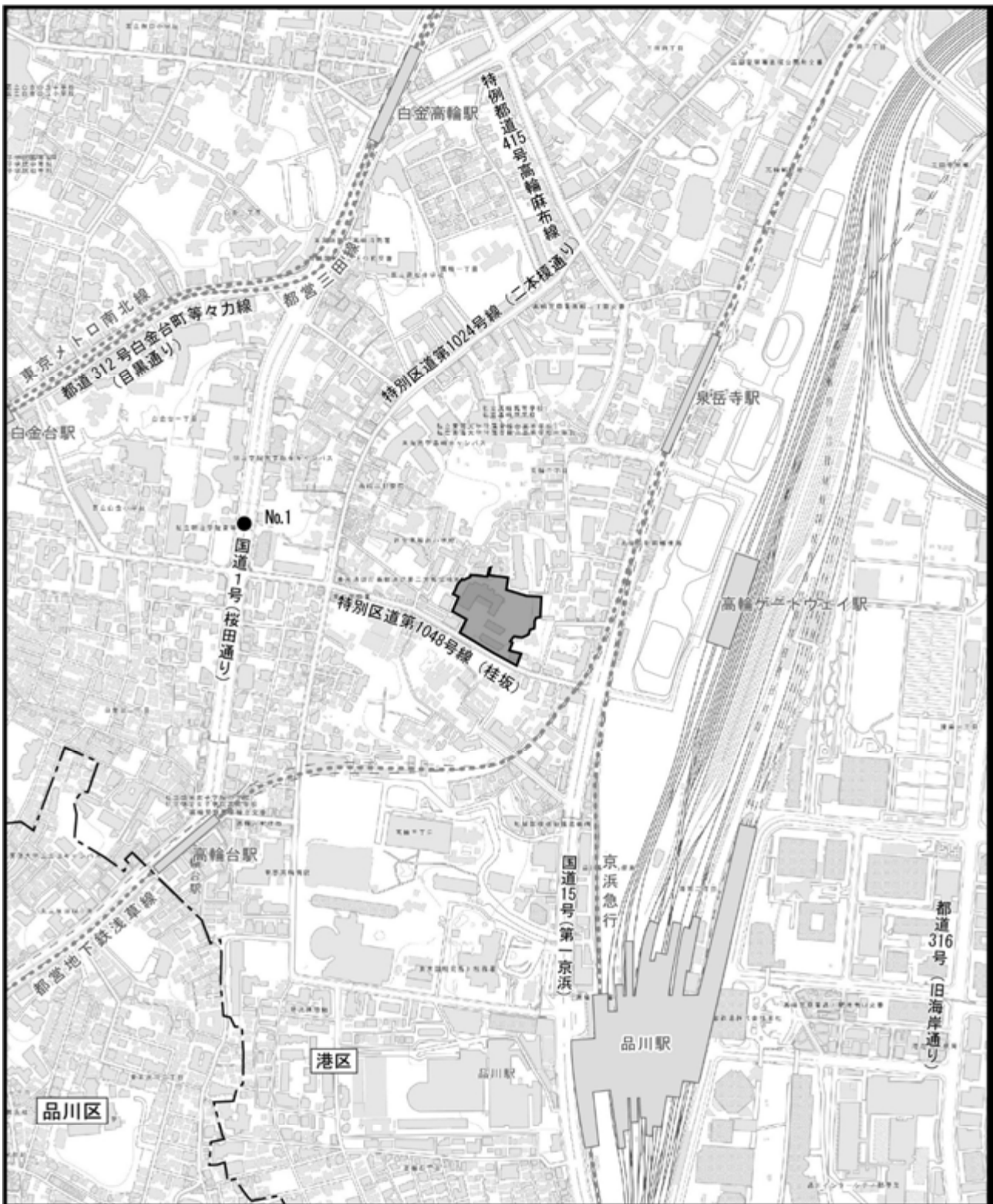
令和 3 年度における 12 時間交通量（平日昼間）は、No.1 で 11,536 台（大型車混入率：8.9%）です。

表 3.1.2-1 道路交通センサス調査結果（平日昼間：令和 3 年度）

地点 番号	路線名	観測地点名	交通量(台/12h)			大型車 混入率 (%)
			大型車	小型車	合計	
No.1	国道 1 号（桜田通り）	港区高輪 1 丁目 27-37	1,030	10,506	11,536	8.9

注) 12 時間交通量（平日昼間）は、7:00～19:00 の集計結果を示します。

資料：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」（東京都建設局ホームページ 令和 8 年 2 月閲覧）



凡例

- 計画地
- 区界
- 道路交通センサス調査地点 (No. 1)



Scale 1:10,000



図3.1.2-1
自動車交通量既存資料調査地点図

(2) 鉄道

計画地周辺の駅の年間乗降車人員の状況は表 3.1.2-2 に、年間乗車人員の経年変化は図 3.1.2-2(1)～(2)に、鉄道網図は図 3.1.2-3 に示すとおりです。

計画地周辺の駅は、高輪ゲートウェイ駅（JR 山手線、JR 京浜東北線(令和 2 年 3 月 14 日に開業)）、泉岳寺駅（都営浅草線、京浜急行電鉄本線）、高輪台駅（都営浅草線）、品川駅（JR 山手線、JR 京浜東北線、JR 横須賀線、JR 東海道本線、JR 東海道新幹線、京浜急行電鉄本線）、白金高輪駅（東京メトロ南北線、都営三田線）、白金台駅（東京メトロ南北線、都営三田線）です。

令和 5 年度の年間乗車人員は、最寄り駅である高輪ゲートウェイ駅（JR 山手線、JR 京浜東北線）で乗車人員 4,067 千人/年でした。

また、年間乗車人員の経年変化は、計画地周辺のすべての駅において概ね増加傾向にあります。

表 3.1.2-2 各駅の乗車人員、降車人員の状況

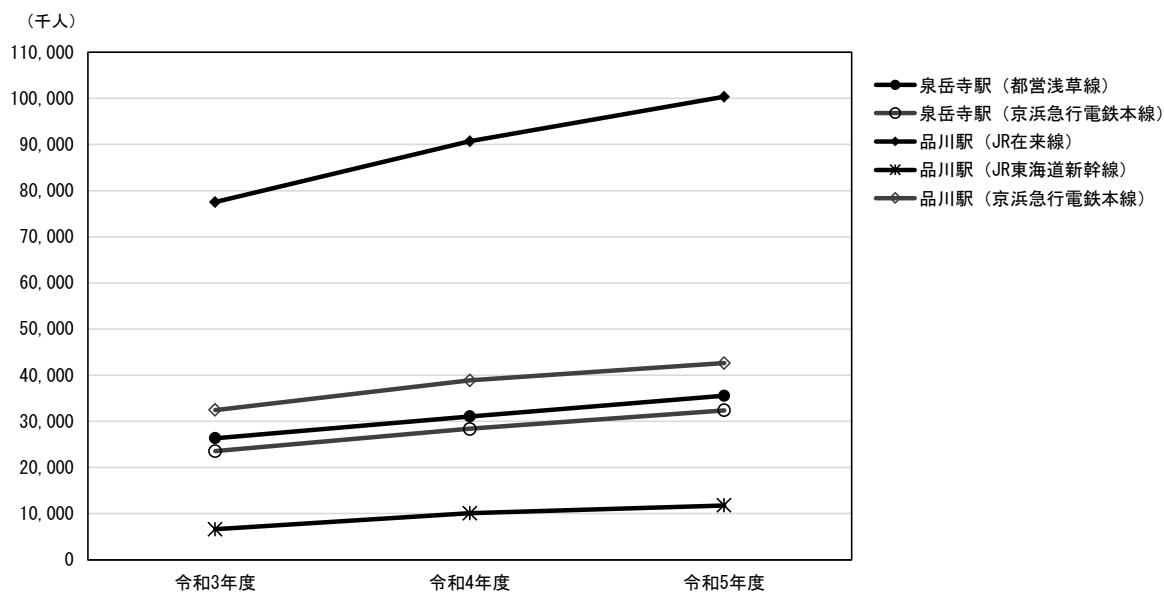
単位：千人

駅名	路線名	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員
高輪ゲートウェイ駅※1	JR 山手線	2,871	-	3,375	-	4,067	-
	JR 京浜東北線						
泉岳寺駅	都営浅草線	26,361	26,486	31,094	31,201	35,583	35,830
	京浜急行電鉄本線	23,553	23,430	28,394	28,354	32,407	32,189
高輪台駅	都営浅草線	2,003	2,078	2,164	2,256	2,362	2,462
品川駅※1	JR 山手線	77,563	-	90,757	-	100,365	-
	JR 京浜東北線						
	JR 横須賀線						
	JR 東海道本線						
	JR 東海道新幹線※2	6,643	-	10,111	-	11,790	-
	京浜急行電鉄本線	32,474	32,716	38,912	38,857	42,651	42,292
白金高輪駅	東京メトロ南北線	5,497	5,245	6,068	5,802	6,701	6,434
	都営三田線	3,375	3,483	3,689	3,806	4,253	4,357
白金台駅	東京メトロ南北線	2,410	2,315	2,759	2,633	3,016	2,881
	都営三田線	1,317	1,496	1,487	1,698	1,660	1,877

資料：「東京都統計年鑑（令和 3～5 年度）」（東京都ホームページ 令和 8 年 2 月閲覧）
：「財務・輸送の状況」（令和 3～5 年度）（JR 東海ホームページ）

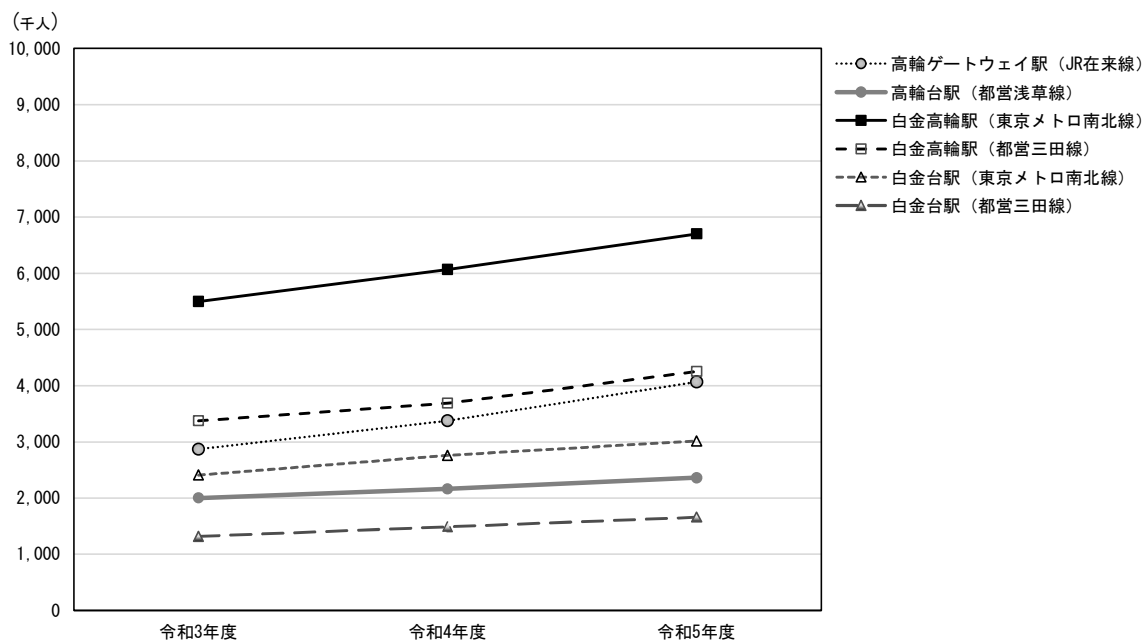
※1：JR 高輪ゲートウェイ駅及び品川駅については、乗車人員のデータのみ公表。

※2：乗車人員数（千人/日）を 365 日で年換算した値（千人/年）。



資料：「東京都統計年鑑（令和3～5年度）」（東京都ホームページ 令和8年2月閲覧）

図 3. 1. 2-2(1) 各駅の乗車人員の経年変化（泉岳寺駅、品川駅）



資料：「東京都統計年鑑（令和3～5年度）」（東京都ホームページ 令和8年2月閲覧）

図 3. 1. 2-2(2) 各駅の乗車人員の経年変化（高輪ゲートウェイ駅、高輪台駅、白金高輪駅、白金台駅）

(3) バス

計画地周辺のバス路線は、表 3.1.2-3 及び図 3.1.2-4 に示すとおりです。

計画地周辺には、都バス 14 路線、港区コミュニティバス（ちいばす）5 路線、東急バス 2 路線があります。

都バスの計画地最寄りのバス停は、計画地東側を走行する品 97、反 96 の「高輪北町バス停」です。

港区コミュニティバス（ちいばす）の計画地最寄りのバス停は、計画地西側を走行する高輪ルート「高輪警察署前バス停」です。

表 3.1.2-3 計画地周辺のバス路線

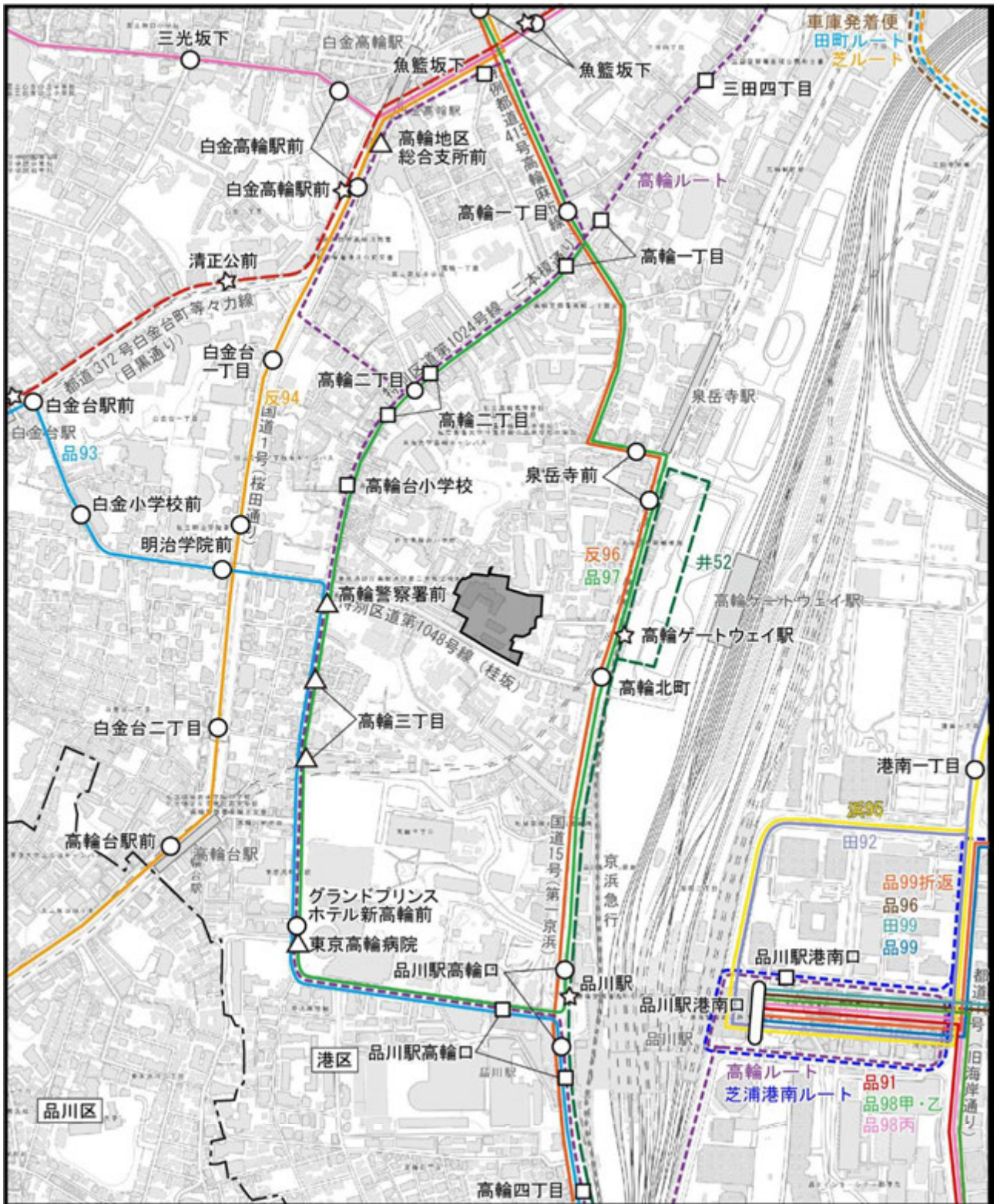
系統	起点	主な経由地	終点	
都バス	品 91	品川駅港南口	八潮パークタウン（循環）	品川駅港南口
	品 93	大井競馬場	鮫洲運転免許試験場・品川駅高輪口	目黒駅
	品 96	品川駅港南口	天王洲アイル	りんかい線天王洲アイル駅
	品 97	品川駅高輪口	天現寺橋・西麻布・四谷三丁目	新宿駅西口 （休日は靖国通り経由）
	品 98 甲	品川駅港南口	4号バス・セントラルビル	大田市場・大田市場北 （休日は大田市場北止まり）
	品 98 乙	品川駅港南口	4号バス・セントラルビル	大井埠頭バンプール （平日・土朝のみ）
	品 98 丙	品川駅港南口	（急行）	大田市場 （平日・土朝のみ、休市日運休）
	品 99	品川駅港南口	東京出入国在留管理局 品川埠頭（循環）	品川駅港南口
	品 99 折返	品川駅港南口	港南四丁目	東京出入国在留管理局 （平日のみ）
	田 92	品川駅港南口	高浜橋	平日・土のみ
	田 99	品川駅港南口	芝浦埠頭	田町駅東口 （平日朝・夕のみ/本数少）
	反 94	五反田駅	高輪台駅	赤羽橋駅 （平日朝・夕のみ）
	反 96	五反田駅	品川駅高輪口・麻布十番駅	六本木ヒルズ
	浜 95	五反田駅	田町駅東口前・浜松町駅	東京タワー
港区コミュニティバス （ちいばす）	高輪ルート	品川駅港南口	高輪警察署前	浅草線三田駅前
	芝浦港南ルート	田町駅東口	港南いきいきプラザ・高浜橋	品川駅港南口
	車庫発着便	芝浦車庫	田町駅前	六本木ヒルズ （一部赤羽橋南止まり）
	田町ルート	田町駅東口	三田一丁目・法務局入口	六本木ヒルズ
	芝ルート	新橋駅	港区役所	みなとパーク芝浦
東急バス	東 98	等々力操車所	目黒駅・東京タワー	東京駅南口
	井 52	大井町駅	南品川五丁目	高輪ゲートウェイ駅

資料：「都バス路線図（みんなくるガイド）」（東京都交通局ホームページ 令和 8 年 2 月閲覧）



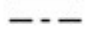



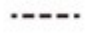


「ちいばす ご利用案内」（港区ホームページ 令和 8 年 2 月閲覧）

「東急バス路線図」（東急バス㈱ 令和 8 年 2 月閲覧）

「東急バスナビ 線路別バス位置情報」（東急バス㈱ホームページ 令和 8 年 2 月閲覧）



凡例

- | | |
|--|--|
|  計画地 |  停留所(都バス) |
|  区界 |  停留所(都バスちいばす共用) |
|  バス路線(都バス) |  停留所(ちいばす) |
|  バス路線(ちいばす) |  停留所(東急バス) |
|  バス路線(東急バス) | |



Scale 1:10,000



資料:「都バス路線図(みんくるガイド)」(東京都交通局ホームページ)令和8年2月閲覧
「ちいばす路線図」(港区ホームページ)令和8年2月閲覧
「東急バス路線図」(東急バス)令和8年2月閲覧

図3.1.2-4
計画地周辺の主なバス路線図

3.1.3 土地利用

(1) 土地利用の状況

計画地及びその周辺の土地利用状況は、図 3.1.3-1 に示すとおりです。

計画地には、教育文化施設と集合住宅が立地しています。

計画地周辺には、独立住宅や集合住宅が多く、その他、教育文化施設や事務所建築物、宿泊・遊興施設、公園・運動場等が立地しています。

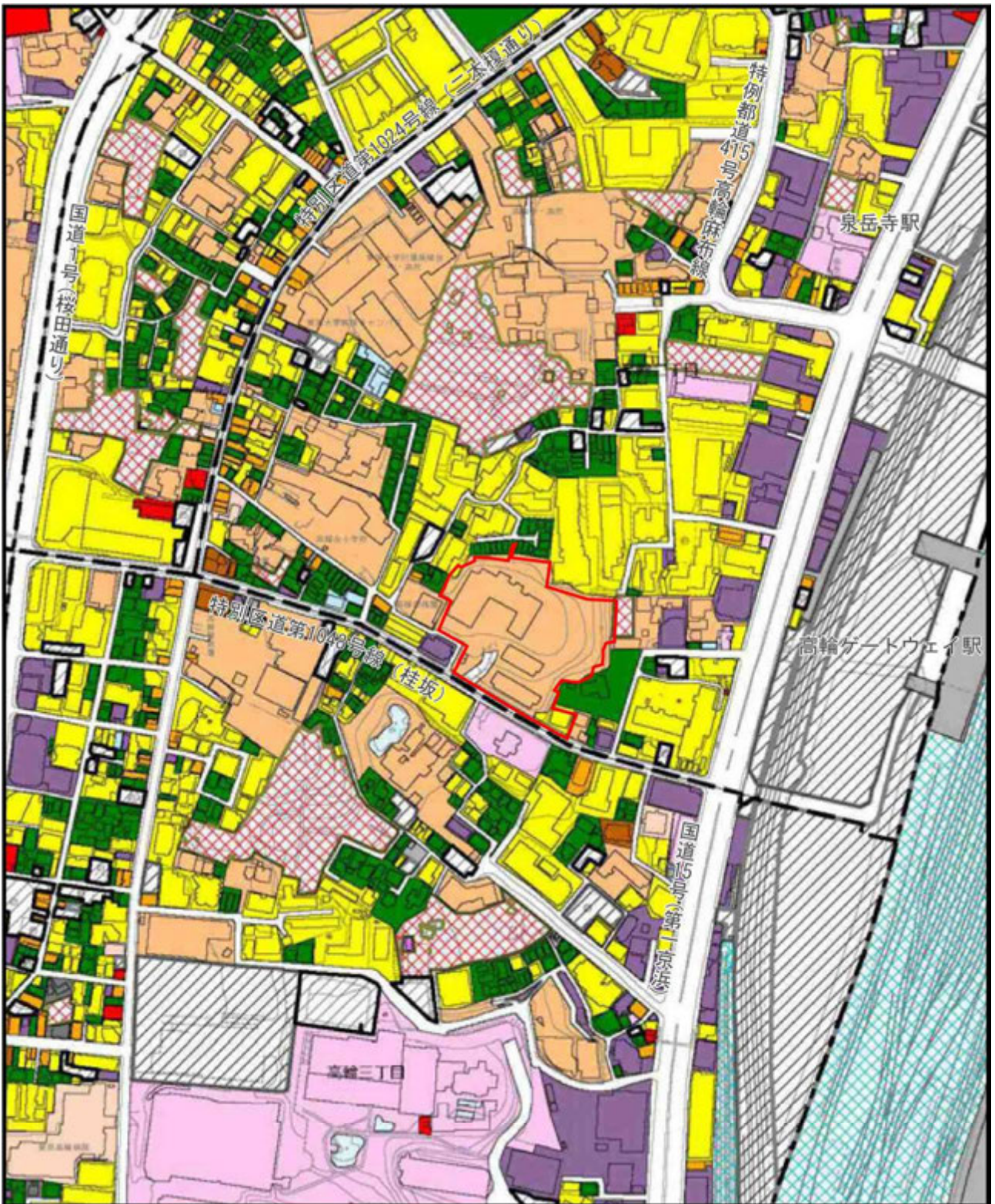
計画地周辺の住居用途として利用のある建築物の分布は、図 3.1.3-2 に示すとおりです。

計画地及び計画地周辺には独立住宅や集合住宅等が多数立地しています。

(2) 都市計画区域等の状況

計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は、図 3.1.3-3 に示すとおりです。

計画地は、第一種中高層住居専用地域に指定され、計画地の周辺は、第一種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、商業地域、準工業地域に指定されています。



凡例

- | | | |
|--|---|--|
|  計画地 |  専用商業施設 |  住居併用工場 |
|  丁目界 |  住商併用建物 |  倉庫運輸関係施設 |
|  官公庁施設 |  宿泊・遊興施設 |  屋外利用地・仮設建物 |
|  教育文化施設 |  独立住宅 |  公園、運動場等 |
|  厚生医療施設 |  集合住宅 |  未利用地 |
|  事務所建築物 |  専用工場 |  鉄道・港湾等 |

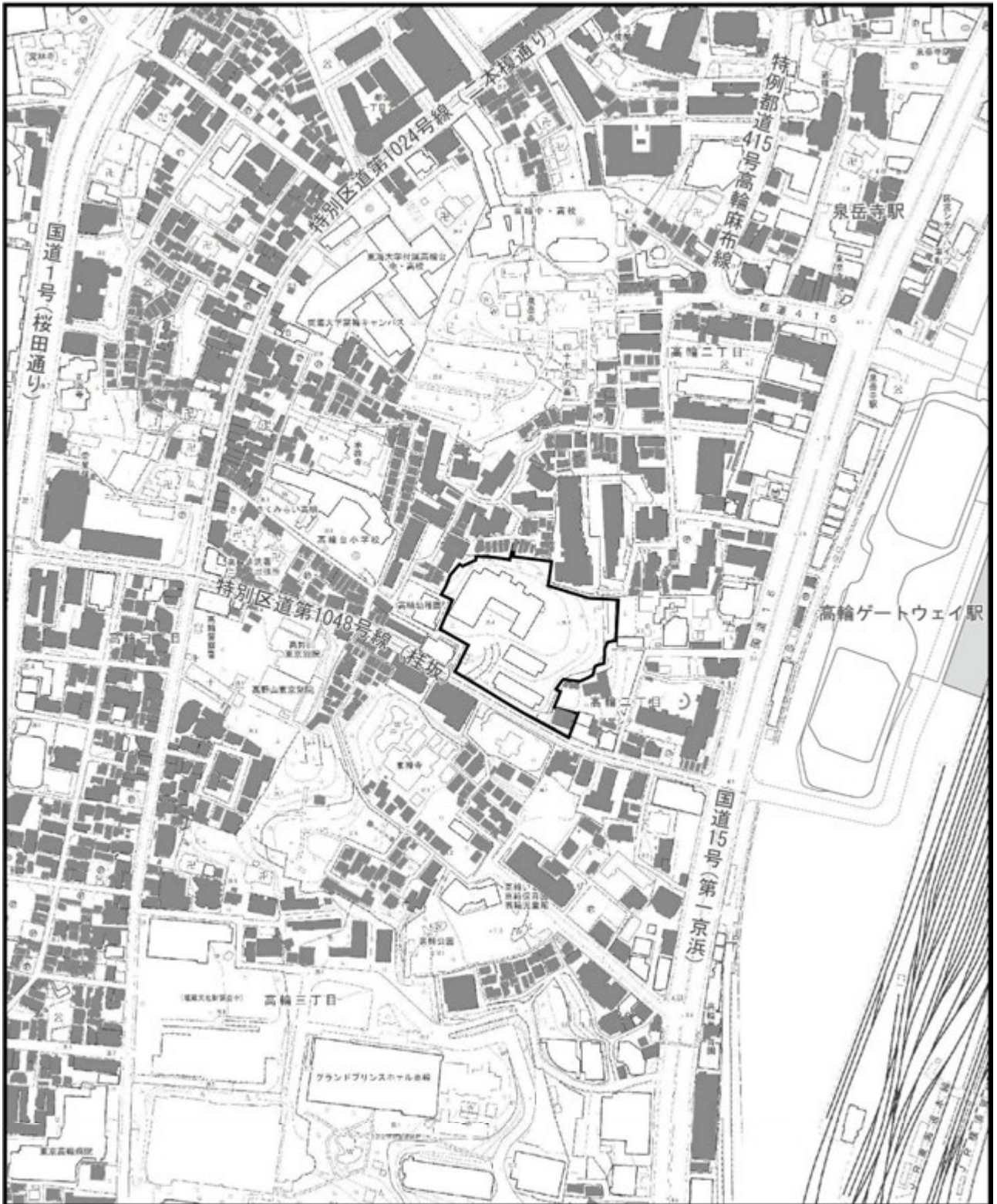


Scale 1:5,000





図 3.1.3-1
土地利用現況図

資料：「港区土地利用現況図（用途別）」（令和3年10月 港区）



凡例

-  計画地
-  居住者用建物
(独立住宅、集合住宅、住商併用建物、住居併用工場)



Scale 1:5,000

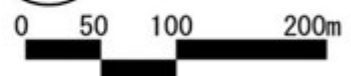
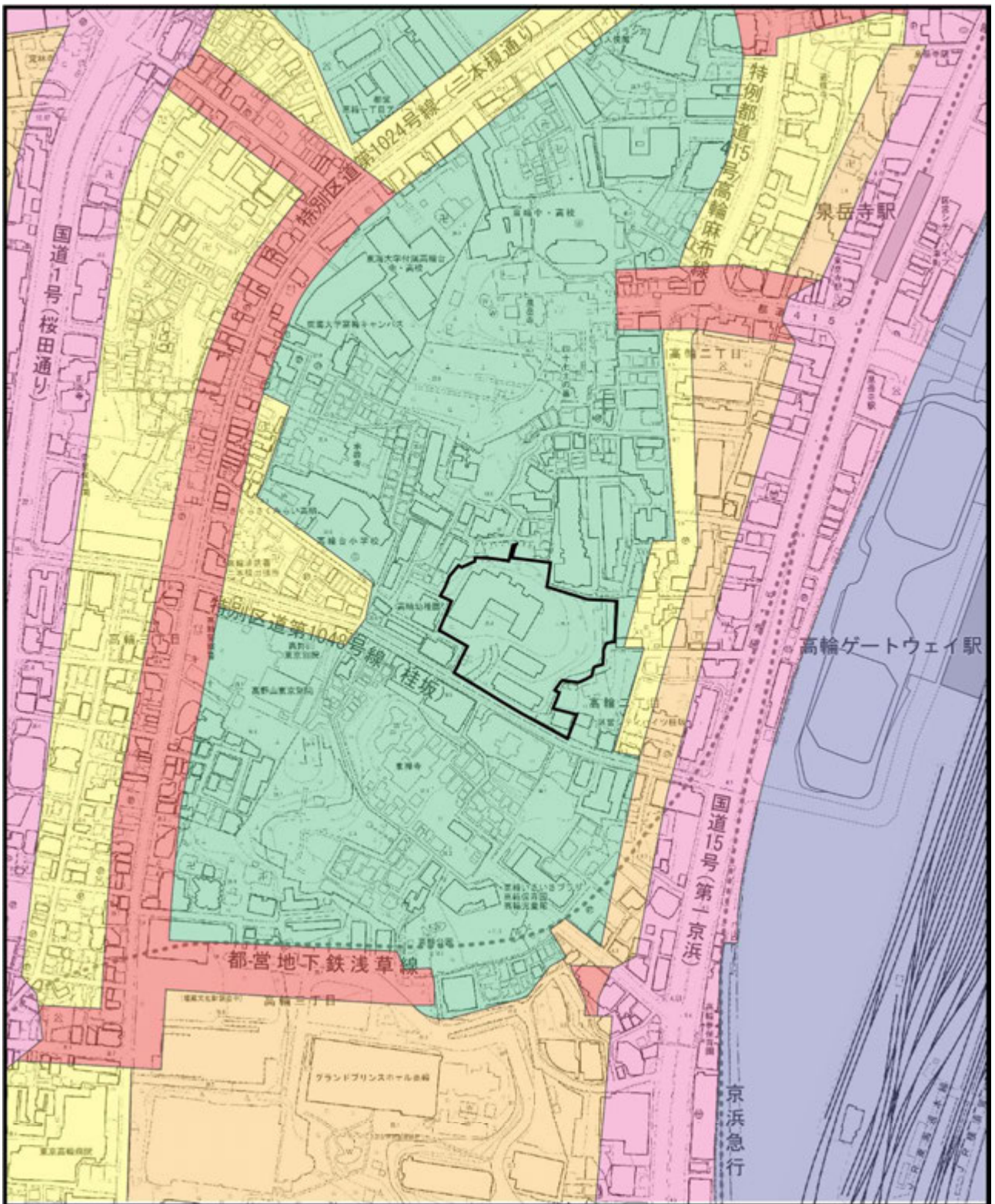



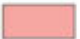


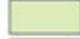



図 3.1.3-2

住宅用途として利用のある建物

資料：「港区土地利用現況図（用途別）」（令和3年10月 港区）



凡例

- | | | | |
|---|--------------|---|--------|
|  | 計画地 |  | 近隣商業地域 |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 商業地域 |
|  | 第二種中高層住居専用地域 |  | 準工業地域 |
|  | 第一種住居地域 | | |
|  | 第二種住居地域 | | |



Scale 1:5,000



図3.1.3-3 用途地域図

資料：「港区用途地域地区等図」（令和7年3月 港区）

(3) 公共施設等の状況

計画地及びその周辺の公共施設等の状況は、表 3.1.3-1 及び図 3.1.3-4 に示すとおりです。

計画地及び計画地周辺の主な公共施設等としては、保育園、学校、公園等が分布しています。

表 3.1.3-1 主な公共施設等

区分	No.	施設名称	計画地からの方向・距離
保育園・保育室	1	愛星保育園	北西方向 約 340m
	2	ポピンズナーサリースクールそら 高輪ゲートウェイ駅前	北東方向 約 340m
	3	さくらさくみらい高輪	北西方向 約 210m
	4	高輪夢保育園	西方向 約 330m
	5	港区桂坂保育室	南東方向 約 130m
	6	高輪保育園	南方向 約 150m
幼稚園	7	高輪幼稚園	西方向 約 10m
小学校	8	高輪台小学校 (放課後 GO→クラブたかなわだい)	北西方向 約 60m
中学校・高等学校	9	高輪中学高等学校	北方向 約 240m
	10	東海大付属高輪台高・中	北方向 約 220m
大学	11	東海大学高輪キャンパス	北西方向 約 180m
子育て支援施設	12	桂坂学童クラブ	西方向 約 10m
	13	高輪児童館	南方向 約 150m
高齢者福祉施設・ その他福祉施設	14	かげともグループホーム	西方向 約 90m
	15	高輪いきいきプラザ	南方向 約 150m
	16	優っくりグループホーム高輪台 優っくり小規模多機能介護高輪台	南西方向 約 550m
病院等	17	独立行政法人地域医療機能推進機構東 京高輪病院	南西方向 約 470m
公園・緑地等	18	高松児童遊園	北西方向 約 440m
	19	伊皿子坂緑地	北東方向 約 410m
	20	二本榎児童遊園	北西方向 約 370m
	21	泉岳寺前児童公園	北東方向 約 230m
	22	高輪一丁目緑地	西方向 約 240m
	23	西町つなぐ児童遊園	西方向 約 340m
	24	高輪公園	南方向 約 190m
	25	高輪台遊び場	南西方向 約 450m

注) 距離は、敷地境界からの最短距離(概数)です。

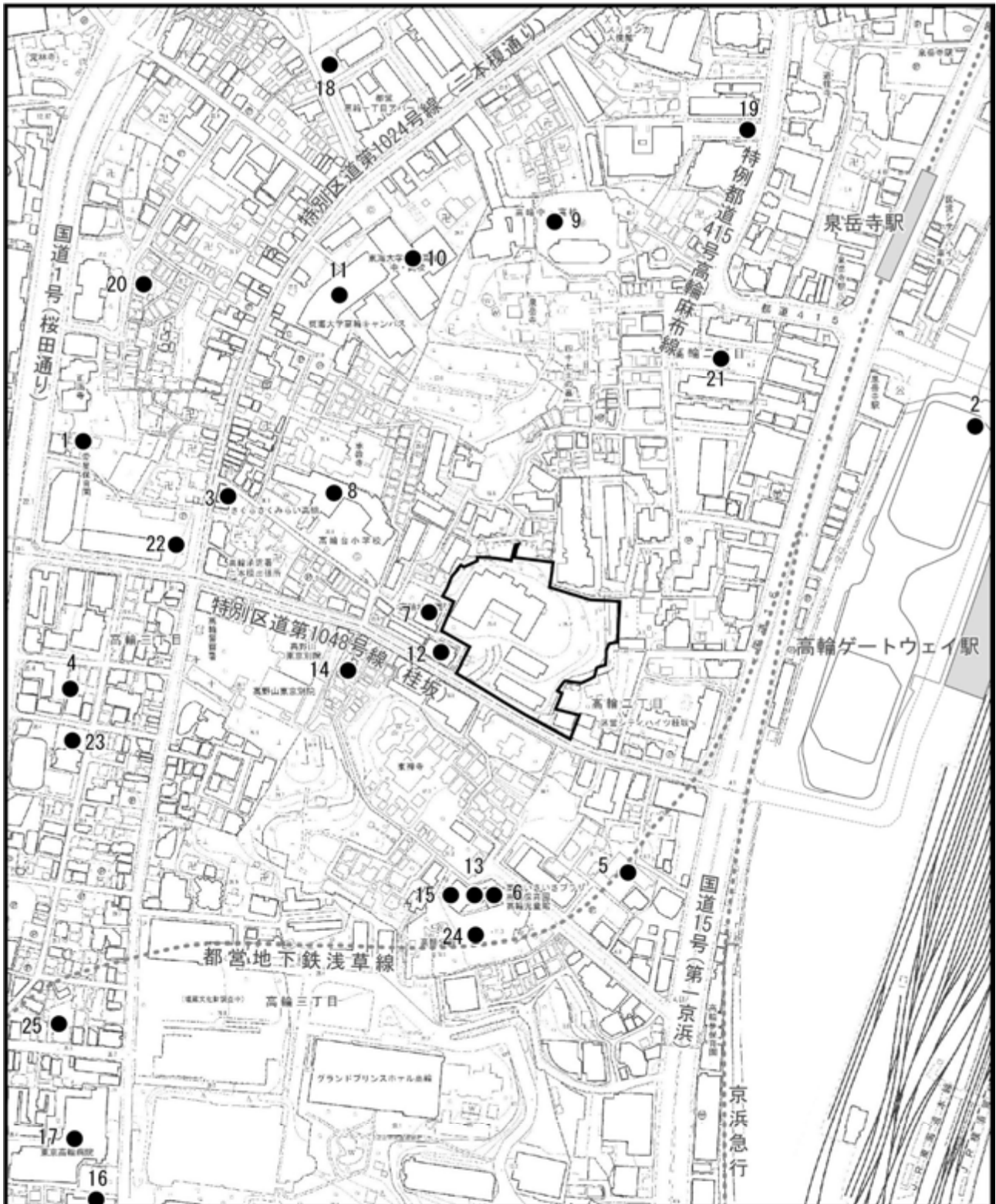
資料: 「港区公共施設案内図 ぐるっとみなと」(令和7年2月 港区)

「子育て・教育」(港区ホームページ 令和8年2月閲覧)

「東京都公立学校一覧」(東京都教育委員会ホームページ 令和8年2月閲覧)

「私立学校」(東京都生活文化局ホームページ 令和8年2月閲覧)

「福祉施設」(港区ホームページ 令和8年2月閲覧)



凡例

- 計画地
- 主な公共施設等 (No.1~No.25)



Scale 1:5,000



資料：「港区公共施設案内図 ぐるっとみなと」(令和7年2月 港区)
「子ども・家庭」(港区ホームページ) 令和8年2月閲覧
「学校・幼稚園・教育」(港区ホームページ) 令和8年2月閲覧
「東京都公立学校一覧」(東京都教育委員会ホームページ) 令和8年2月閲覧
「私立学校」(東京都生活文化局ホームページ) 令和8年2月閲覧
「福祉施設」(港区ホームページ) 令和8年2月閲覧

図3.1.3-4

計画地周辺の主な公共施設等

3.1.4 関係法令の指定・規制等

本事業に関係する主な法令等は、表 3.1.4-1 に示すとおりです。

表 3.1.4-1 主な関係法令等

項目	関係法令一覧
環境全般	環境基本法(平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号)
	東京都環境基本条例(平成 6 年 7 月 20 日 都条例第 92 号)
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年 12 月 22 日 都条例第 215 号)
	港区環境基本条例(平成 10 年 3 月 30 日 区条例第 28 号)
	港区環境影響調査実施要綱(平成 7 年 3 月 22 日 6 港都環第 529 号)
公害防止	大気汚染 大気汚染防止法(昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 97 号)
	騒音 騒音規制法(昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号)
	振動 振動規制法(昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号)
	悪臭 悪臭防止法(昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号)
	土壌汚染 土壌汚染対策法(平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号)
	水質汚濁 下水道法(昭和 33 年 4 月 24 日 法律第 79 号) 水質汚濁防止法(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号) 東京都下水道条例(昭和 34 年 12 月 28 日 都条例第 89 号)
自然保護	東京における自然の保護と回復に関する条例(平成 12 年 12 月 22 日 都条例第 216 号)
	港区みどりを守る条例(昭和 49 年 6 月 28 日 区条例第 29 号)
水循環	建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和 37 年 5 月 1 日 法律第 100 号)
	東京都雨水浸透指針(平成 13 年 7 月 31 日 都告示第 981 号)
	港区雨水流出抑制施設設置指導要綱(平成 5 年 11 月 19 日 5 港土計第 333 号)
風環境	港区ビル風対策要綱(平成 25 年 3 月 29 日 24 港環境第 5073 号)
日影	建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号)
	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和 53 年 7 月 14 日 都条例第 63 号)
景観	景観法(平成 16 年 6 月 18 日 法律第 110 号)
	東京都景観条例(平成 18 年 10 月 12 日 都条例第 136 号)
	港区景観条例(平成 21 年 3 月 25 日 区条例第 9 号)
文化財	文化財保護法(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)
	東京都文化財保護条例(昭和 51 年 3 月 31 日 都条例第 25 号)
	港区文化財保護条例(昭和 53 年 10 月 2 日 区条例第 24 号)
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号)
	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年 4 月 26 日 法律第 48 号)
	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成 12 年 5 月 法律第 104 号)
	東京都廃棄物条例(平成 4 年 6 月 24 日 都条例第 140 号)
	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成 11 年 12 月 16 日 区条例第 33 号) 港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱(平成 12 年 3 月 31 日 港環清第 329 号)
温暖化	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年 6 月 22 日 法律第 49 号)
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和 63 年 5 月 20 日 法律第 53 号)
	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年 10 月 9 日 法律第 117 号)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年 7 月 8 日 法律第 53 号)
	港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱(平成 23 年 3 月 31 日 22 港環環第 2157 号)
その他	都市計画法(昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号)
	東京都公害紛争処理条例(昭和 45 年 10 月 22 日 都条例第 149 号)
	東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和 53 年 7 月 14 日 都条例第 64 号)
	港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和 54 年 3 月 17 日 区条例第 15 号)
	港区まちづくり条例(平成 19 年 6 月 27 日 区条例第 28 号)
	港区開発事業に係る定住促進指導要綱(平成 3 年 4 月 23 日 3 港住住第 12 号)

3.1.5 環境保全に関する計画等

各環境調査項目の選定の基礎資料として、環境保全に関する計画等について整理しました。

東京都の環境保全に関する計画等については表 3.1.5-1(1)～(6)に示すとおりであり、「東京都環境基本計画」等が策定されています。

また港区では表 3.1.5-2(1)～(5)に示すとおり、「港区基本構想」等が策定されています。

表 3.1.5-1(1) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>「未来の東京」 戦略 (令和3年3月)</p>	<p>新たな都政の羅針盤として策定する都の総合計画であり、「まち・ひと・しごと創生法」第9条第1項の「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられています。「未来の東京」戦略では、以下の4つの「基本戦略」の下に「目指す2040年代の姿」が描かれています。</p> <p>基本戦略1 バックキャストの視点で将来を展望する 基本戦略2 民間企業等、多様な主体と協働して政策を推し進める 基本戦略3 デジタルトランスフォーメーション(DX)^{*1}で「スマート東京」を実現 基本戦略4 時代や状況の変化に弾力的に対応「アジャイル^{*2}」</p> <p>*1: ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念 *2: 「アジャイル (agile) =俊敏な、すばやい」の言葉の意味から、時代や状況の変化に柔軟かつ迅速に対応すること</p> <p>直面する課題へ積極果敢に挑戦し、大胆な施策の展開により、一人ひとりが輝く明るい「未来の東京」を実現するため、以下の観点から分野横断で重点的に取り組むこととしています。</p>
<p>「未来の東京」 戦略 version up 2024 (令和6年1月)</p>	<p><u>「人」が輝く 未来を切り拓く「人」を育み、誰もが輝く真の成熟社会を実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・チルドレンファーストの社会 ・アクティブなChoju社会を実現 ・世界を舞台に輝く人材を創出 ・誰もが個性を活かし活躍できる社会 <p><u>国際競争力の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりと生きるまちづくり - 東京グリーンビズ - ・都市の機能を高め、世界を魅了 ・イノベーションの創出、新たな産業構造への転換 ・東京のプレゼンス向上 <p><u>安全・安心</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候危機へ立ち向かい、脱炭素を加速 ・強靱な首都東京を実現 ・安全・安心なくらし ・みんな大好き 多摩・島しょ <p><u>日本の将来につなげる構造改革</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長の障壁を打破する社会の構造改革 ・シン・トセイ4 都政の構造改革 ・全国・世界との共存・共栄

表 3.1.5-1(2) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>都市づくりのグランドデザインー東京の未来を創ろうー (平成 29 年 9 月)</p>	<p>平成28年9月に東京都都市計画審議会から出された答申「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す行政計画です。</p> <p>「活力とゆとりのある高度成熟都市」～東京の未来を創ろう～を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から以下に示す7つの戦略に沿って、30の政策方針、80の取組が示されています。</p> <p>戦略1 持続的な成長を生み、活力にあふれる拠点を形成 戦略2 人・モノ・情報の自由自在な交流を実現 戦略3 災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築 戦略4 あらゆる人々の暮らしの場の提供 戦略5 利便性の高い生活の実現と多様なコミュニティの創出 戦略6 四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築 戦略7 芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出</p> <p>また、本計画では個別の拠点や地域の将来像が示されており、計画地は中枢広域拠点域のBエリアに位置しており、計画地周辺の「品川・田町・泉岳寺・芝浦」の将来像は以下のとおり示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線の始発駅となる品川駅周辺では、駅の再編、環状4号線や歩行者ネットワークなどの都市基盤の整備が進み、国内外の各都市とつながる利便性の高い広域交通結節点が形成されています。 ・国際的な業務機能とこれを支えるカンファレンス、業務、商業、宿泊、居住、研究などの多様な機能が高度に集積し、様々な交流とイノベーションが生まれ続ける、国際的な拠点が形成されています。 ・東京湾からの「風の道」の確保、大規模公園、緑地、運河などを活用した水と緑のネットワークの形成、下水熱の有効利用など、環境に関する先端的な取組が進んだまちが形成されています。
<p>東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針ーサステナブル・リカバリー東京の新しい都市づくりー (令和 3 年 3 月)</p>	<p>都市計画法に基づく、広域的見地からの都市計画の基本的な方針であり、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。目標年次は、おおむね 20 年後の 2040 年代としています</p> <p>計画地は「中枢広域拠点域」の「国際ビジネス交流ゾーン」に位置しており、「田町・三田」における将来像は以下のとおり示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な低未利用地において業務・商業・文化機能が複合した開発や、既存市街地の街区再編・機能更新などにより、計画的な土地利用転換が進むことで、快適な歩行者ネットワークや縦横に巡る運河を生かした水辺の住宅などからなる、魅力的な活力とにぎわいの拠点を形成 ・区部中心部に近接した利便性と、恵まれたみどりや運河の水面を生かし、魅力的なデザインの都市型住宅が立地する居住の拠点を形成
<p>東京都環境基本計画 (令和 4 年 9 月)</p>	<p>東京都は、社会経済が高度に発展した成熟社会においても持続的な成長を遂げるなど、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適、希望にあふれた東京、すなわち、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指していきます。</p> <p>東京が目指す都市の姿を実現するために、脱炭素化、生物多様性、良質な都市環境など持続可能な都市の実現に向けた取組である戦略 1～3 に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応するための取組である戦略 0 を即座に展開していきます。</p> <p>戦略 0 危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現 戦略 1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現 戦略 2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現 戦略 3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現</p> <p>直面する環境課題を解決し、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を築き上げていくためには、分野別の施策のあり方等を踏まえ、横断的・総合的に取組を進めることが不可欠です。行政だけではなく、都民、企業、団体など、東京に集積する全ての主体と相互に連携を図りつつ、主体的かつ積極的に環境対策を進めていくとしています。</p>

表 3.1.5-1(3) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>2021-2030 東京都住宅マスタープラン ー成長と成熟が両立した未来の東京の実現に向けてー (令和4年3月)</p>	<p>住宅政策全体の目標である「全ての都民が、その世帯構成に応じて、良好な環境の下で、ゆとりある住生活を享受するに足る住宅を確保」に基づき、住宅政策が目指す10の目標について、施策展開の方向性、具体的な施策、政策指標等を示しています。</p> <p>目標1 新たな日常に対応した住まい方の実現 目標2 脱炭素社会の実現に向けた住宅市街地のゼロエミッション化 目標3 住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定 目標4 住まいにおける子育て環境の向上 目標5 高齢者の居住の安定 目標6 災害時における安全な居住の持続 目標7 空き家対策の推進による地域の活性化 目標8 良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現 目標9 安全で良質なマンションストックの形成 目標10 都市づくりと一体となった団地の再生</p>
<p>緑の東京計画 ー「水と緑がネットワークされた風格都市・東京」を目指してー (平成12年12月)</p>	<p>おおむね50年後における東京の緑の望ましい将来像を見据えて、取り組むべき緑づくりの目標と施策の方向などを明らかにしています。</p> <p>ゾーン別施策の展開として、都心ゾーンでは、既成市街地の再開発などにより生み出される公開空地の効果的な確保による緑地の創出、建物の建替え時などの屋上緑化の推進、都市内河川などの公共空間の緑化の推進を主な施策の方向としています。</p>
<p>みどりの新戦略ガイドライン みどり豊かな風格都市・東京を目指して (平成18年1月)</p>	<p>東京にみどりの拠点と軸を形成し、みどり豊かな風格都市・東京を実現していくため、公共や民間によるみどりづくりを誘導していく指針となるものです。みどりづくりの目標として、以下の3つを掲げています。</p> <p>① 将来(2025年)のみどりの量の目標を示します(区部の目標は現況のみどり率を2割増)。 ② 東京のみどりの質の向上を図ります。 ③ 東京にみどりの拠点と軸を示し、みどりのネットワークの形成を目指します。とりわけ、都市施設を骨格として、周辺のまちづくりと一体となった「環境軸」を形成し、快適な都市環境を創出します。</p> <p>なお、計画地は「センター・コア再生ゾーン」に属しており、「風格あるみどりの都市景観の形成」、「民間事業者による屋上緑化等の推進」、「公共施設の緑化推進」が位置付けられています。</p>
<p>東京が新たに進めるみどりの取組 (令和元年5月)</p>	<p>今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、東京が進めるみどりの取組をまとめたものです。</p> <p>「都市づくりのグランドデザイン」で示される、戦略6「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」に向け、「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標とし、以下4つの方針に基づき、各種施策を進めていくことを示しています。</p> <p>方針Ⅰ 拠点・骨格となるみどりを形成する 方針Ⅱ 将来にわたり農地を引き継ぐ 方針Ⅲ みどりの量的な底上げ・質の向上を図る 方針Ⅳ 特色あるみどりが身近にある</p>
<p>東京都生物多様性地域戦略改定ゼロドラフト (令和3年8月)</p>	<p>東京都の生物多様性地域戦略の「最初に提示するたたき台」として、東京における生物多様性の現状と課題、目指すべき将来像案などを整理しています。</p> <p>東京の将来像(案)は、生態系サービスごとに提示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤サービス 豊かな自然があふれ生き物と共生する都市 ・供給サービス 都内外の自然資源を持続的に利用する都市 ・文化的サービス 自然の恵みにより生活を豊かにする都市 ・調整サービス 自然の機能が発揮されたレジリエントな都市 <p>将来像を実現するための基本戦略(案)については、以下の3つの柱を提示しています。</p> <p>基本戦略1 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ 基本戦略2 生物多様性の恵みを持続的に活用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす 基本戦略3 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる</p> <p>「ゼロドラフト」について、都民、事業者、民間団体等に対する意見募集を行い、今後の地域戦略改定の検討に活かしていきます。</p>

表 3.1.5-1(4) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ (平成 24 年 5 月)</p>	<p>生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめた戦略であり、生物多様性基本法に基づく、都の生物多様性地域戦略の性格を併せもつものです。</p> <p><緑施策を取り巻く情勢の変化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の東京 10 年プロジェクト」の開始から約 5 年が経過し、生物多様性に関する国際的な危機意識の高まりや、東日本大震災をきっかけとする首都東京のプレゼンスの低下など、緑施策を取り巻く情勢は大きく変化している。 ・特に「生物多様性の危機」が、「気候変動の危機」と相まって「地球環境の器」の存在を危うくしている今、首都東京が果たすべき役割は、気候変動対策に続き、生物多様性の分野でも「世界の諸都市の“範”となる持続的な都市モデル」を示し、実効性のある施策を構築することである。 <p><緑施策によって目指すべき東京の将来像と目標></p> <p>(1) 将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四季折々の緑が都市に彩を与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人といきものの強制する都市空間を形成している。 ・豊かな緑が、人々にうるおいややすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。 ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。 <p>(2) 目標(2020 年)</p> <p>【まもる】～緑の保全強化～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京に残された貴重な緑である、農地や森林などが保全されている。 ・生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる。 ・水質改善の取組が進み、川や海などの水辺空間が、都民により一層身近なものとなっている。 <p>【つくる】～緑のネットワーク化～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016 年までの 10 年間で、1,000ha の新たな緑が創出されるとともに、2020 年までに新たな都市公園等 433ha の整備が進むなど、緑あふれる都市東京が実現している。 ・荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径 30km の緑のリングが形成されるなど、公園や緑地を街路樹や緑かされた河川で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」が充実している。 <p>【利用する】～緑の持続可能な利用の促進～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都民、企業、NPO など、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。 ・緑のムーブメントが定着し、都民、企業等による主体的な緑化や保全活動が活性化している。
<p>植栽時における在来種選定ガイドライン ～生物多様性に配慮した植栽を目指して～ (平成 26 年 5 月)</p>	<p>「緑施策の新展開」で明らかにした「四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。」という将来像実現に向け、具体的な取組みとして、以下の 2 つの取組の促進を示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した植栽の推進 ・在来動物の生息空間のネットワーク化
<p>東京都景観計画 －美しく風格のある東京の再生－ (平成 19 年 4 月)〔平成 30 年 8 月改定〕</p>	<p>「景観法」の施行及び東京都景観審議会の答申「東京における今後の景観施策のあり方について」(平成 18 年 1 月)を踏まえ、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示しています。</p> <p>東京では、街並みが区市町村の区域を越えて連担しており、また、首都としての景観形成が重要であることから、景観法に定める考え方に以下の事項を加え、今後の景観形成を進めていく上での基本理念としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成 ・交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展 ・歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上

表 3.1.5-1(5) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
東京都公害防止計画(第9次) (平成24年3月)	環境基本法第17条に基づいて策定された計画で、公害防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。目標年度は平成23年度から平成32年度までの10年間であり、特に重点的に解決を図るべき主要課題として、「東京湾の水質汚濁」、「横十間川のダイオキシン類汚染」の2つの項目について、達成目標及び講じる施策を示しています。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年8月) 〔令和6年4月改定〕	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOX・PM法)に基づき、これまでの都の取り組みを踏まえつつ、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に係る各種対策を国、都、特別区、市、町、事業者、都民が連携し、総合的に推進することを目的として策定しています。 計画の目標として、「令和8年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。」ことを掲げており、目標を達成するために、自動車単体の強化等、車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進、低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進、普及啓発活動の推進などの施策を実施することとされています。
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (令和3年9月)	資源循環・廃棄物システムが、今後目指すべき姿やその実現に向けた具体的な施策を示しています。 リデュース・リユース・リサイクルの3Rをはじめとして、我が国の資源循環社会づくりに果たしてきた先導的な役割を更に推し進め、大きな社会変革を的確に捉えながら、廃棄物処理・リサイクルシステムの一層の発展を図るため、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」、「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げています。
東京都建設リサイクル推進計画 (令和4年4月)	公共・民間の区別なく、都内における建設資源循環の仕組みを構築するとともに、都内の建設資源循環に係るすべての関係者が一丸となって、計画的かつ統一的な取り組みを推進することにより、環境に与える負荷を軽減し、東京の持続ある発展を目指すことを目的として策定しています。 建設廃棄物の再資源化率等は大幅に向上しており、より高い目標値の設定が困難となってきたことから、実績値が96%を超える品目については、今後、再資源化率等の維持を目指すこととしています。これまでの「目標値」にかえて、「達成基準値」を設けています。
東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針 (平成27年3月)	「東京都長期ビジョン」で明らかにした「持続可能な循環型都市の構築」を実現していくため、都のこれからの資源循環施策に関する基本的な考え方や方向性を明確化するとともに、推進に向けた取組を示したものです。 東京が目指す姿として、「東京は、2020年オリンピック・パラリンピックとその後を見据え、『東京の持続的発展を確保するため、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環を実現』を掲げ、「持続可能な資源利用」を進めるため、3つの施策を柱として取り組んでいます。 “持続可能な資源利用を進めるための3つの柱” ・資源ロスの削減の促進 ・エコマテリアルの利用の促進 ・廃棄物の循環利用の更なる促進
東京都気候変動適応方針 (平成元年12月)	近年の猛暑や豪雨など、気候変動による深刻な影響は身近な生活にも及んでおり、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」にも取り組む必要があります。本方針は、都内の気候変動の影響を踏まえ、自然災害、健康、農林水産業など幅広い分野での被害の回避、軽減するため、に向けた考え方を示したものです。適応に関する基本戦略としては以下の5つを示しています。 ①都施策の全般にわたり、気候変動への適応に取り組む ②科学的知見に基づく気候変動適応の推進 ③区市町村と連携し、地域の取組を支援 ④リスクを含めた情報発信を進め、都民の理解を促進 ⑤C40など国際協力を推進し、都市間連携を加速

表 3.1.5-1(6) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>東京都気候変動適応計画 (令和3年3月策定)〔令和6年3月改定〕</p>	<p>東京都気候変動適応方針で示した考え方に加え、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進などの視点も取り入れながら、持続可能な回復を目指す「サステナブル・リカバリー」の考え方に立って、「東京都気候変動適応計画」を策定しました。</p> <p>本計画策定後も台風や集中豪雨などによる自然災害が頻発し、令和5年は全国的に記録的な暑さに見舞われ、東京都心でも年間夏日の最多記録を更新しました。</p> <p>温室効果ガスの排出を削減する緩和策にこれまで以上に取り組むとともに、併せて気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策についてもより一層強化していく必要があることから、令和6年3月に本計画は改定されました。</p> <p><2050年 目指すべき姿></p> <p><u>気候変動の影響によるリスクを最小化</u> <u>都民の生命・財産を守り、人々や企業から選ばれ続ける都市を実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨、台風等による浸水被害・土砂災害などを回避・軽減する環境が整備されている ・熱中症や感染症、大気汚染による健康被害などの気温上昇による健康影響が最小限に抑えられている ・気温上昇や台風等の災害にも強い農林水産業が実現している ・渇水や水質悪化等のリスクが低減され、高品質な水の安定供給や快適な水環境が実現している ・生物多様性への影響を最小限にし、豊かな自然環境が確保されている
<p>東京都気候変動適応計画アクションプラン2025 (令和7年3月策定)</p>	<p>東京都では、令和3年3月に、①自然災害、②健康、③農林水産業、④水資源・水環境、⑤自然環境の5つの分野における適応策を取りまとめた「東京都気候変動 適応計画」を策定し、あわせて同計画に記載された取組について、令和3年度から3年間の取組予定を「東京都気候変動適応計画アクションプラン」として示しました。</p> <p>また、令和5年12月の「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」公表、令和5年4月の改正気候変動適応法成立等を踏まえ、令和6年3月に「東京都気候変動適応計画」を改定し、併せて「東京都気候変動適応計画アクションプラン」を示しました。</p> <p>このたび、新たな取組を盛り込むとともに、取組を強化し、令和7年度から3年間の予定に更新した「東京都気候変動適応計画アクションプラン2025」を策定しました。</p> <p><新たに開始する主な取組></p> <p>①自然災害 <u>地域におけるレジリエンスを向上</u> ・マイクログリッドの形成を推進 <u>避難対策</u> ・福祉避難所・福祉避難スペース整備促進等事業 <u>事業の継続性確保</u> ・テレワークの導入・定着・促進を図るため、専門家の活用や機器等の導入支援等の実施</p> <p>②健康 <u>熱中症予防アクションの促進</u></p> <p>③農林水産業 <u>気候変動にも対応した水産業の推進</u></p> <p>④水資源・水環境 <u>合流式下水道の改善</u></p> <p>⑤自然環境 <u>希少な野生動植物の保全と外来種対策、野生動物の保護管理</u></p>

表 3.1.5-2(1) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区基本構想 (平成 14 年 12 月)</p>	<p>今後 10 年ないし 15 年後を展望し、目標とすべき港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示すものです。また、激動する都心区としての変化を的確に捉え、計画的に区政運営を進めるに当たっての指針となるべきものです。</p> <p>「やすらぎある世界都心・MINATO」を港区の将来像とし、基本的施策の大綱として次の 3 つの重点方向(3 分野 6 基本政策 27 政策)を定めています(以下には 3 分野 6 基本政策を示します)。</p> <p>I かがやくまち(街づくり・環境)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる 2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる <p>II にぎわうまち(コミュニティ・産業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる 2 港区からブランド性ある産業・文化を発信する <p>III はぐくむまち(福祉・保健・教育)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 明日の港区を支える子どもたちを育む 2 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する
<p>港区基本計画 (令和 3(2021)年度～令和 8(2026)年度) 港区実施計画 (令和 6(2024)年度～令和 8(2026)年度) (令和 6 年 3 月)</p>	<p>「港区基本計画」は、区がめざすまちの姿とそこに至る道筋を明らかにし、目標や課題、施策の概要を体系的に示すことを目的としています。区政全般を対象とする総合的な計画であり、区政のあらゆる分野で行財政運営を推進する際の指針となる最上位計画です。</p> <p>本計画は、「分野別計画」と各総合支所において策定する「地区版計画書」で構成されます。</p> <p>また、「港区まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を包含していることから、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として位置付けられています。</p> <p>計画期間は、令和 3(2021)年度を初年度とする令和 8(2026)年度までの 6 か年計画であり、計画期間を令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度までの前期と令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度までの後期に区分し、3 年目となる令和 5(2023)年度に見直しを行いました。</p> <p>本計画では、めざすまちの姿「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」を掲げ、「計画の基本的な考え方」と 7 つの「重点課題」を設定し、「分野別計画」と「実施計画」により取組を推進します。</p> <p>「分野別計画」は、「港区基本構想」の 3 分野 6 基本政策に沿った計画であり、各分野における区政の方向性(政策)、政策を実現するための具体的な取組(施策)、区民生活に大きな影響を及ぼす課題や中長期的な視点から計画的に取り組むべき課題に対し、複数年にわたって財源を担保して、年次計画により進める事業(計画事業)等が示されています。</p> <p>「実施計画(計画事業)」は、「分野別計画」の中で示した計画事業について、個々の取組内容や活動指標、年次計画(令和 6(2024)～令和 8(2026)年度)、事業費等の詳細について示したものです。</p>
<p>港区基本計画・高輪地区版計画書 (令和 3(2021)年度～令和 8(2026)年度) 令和 5(2023)年度改定版 (令和 6 年 3 月)</p>	<p>「港区基本計画」は、区政のあらゆる分野で計画的に行財政運営を推進する際の指針となる最上位計画で、全区的な計画である「分野別計画」と、総合支所毎に策定した「地区版計画」で構成されています。</p> <p>「地区版計画書」は、地域の課題を地域で解決し、地域の魅力をより高めるため、各総合支所が、区民参画組織からの提言を踏まえて複数年間の計画を立案し、独自に取り組む「地域事業」を中心とする計画書となります。</p> <p>計画地の位置する「高輪地区」が掲げるめざすまちの姿、政策、施策は以下のとおりです。</p> <p>めざすまちの姿：地域の輪が創り出す安全・安心なまち ～変化するまちとともに～</p> <p>I かがやくまち(街づくり・環境)</p> <p>政策：1 人にやさしく地域にやさしいまちを実現する</p> <p>施策：(1)災害に強く安全・安心なまちをつくる</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)緑あふれるまちをつくる</p> <p style="padding-left: 20px;">(3)マナーを守り、きれいなまちをつくる</p> <p>II にぎわうまち(コミュニティ・産業)</p> <p>政策：1 ゆたかな地域コミュニティとにぎわいのあるまちを実現する</p> <p>施策：(1)コミュニティの輪を広げて生かせるまちをつくる</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)文化・芸術・歴史を楽しめるまちをつくる</p> <p>III はぐくむまち(福祉・保健・教育)</p> <p>政策：1 誰もが安心して住み続けられるまちを実現する</p> <p>施策：(1)子育てしやすいまちをつくる</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)高齢者が過ごしやすいまちをつくる</p>

表 3.1.5-2(2) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区まちづくりマスタープラン うるおいある国際生活都市—歴史と未来が融合する魅力と活力あふれる清々しいまち— (平成 29 年 3 月)</p>	<p>まちづくりの実施にあたっての法定都市計画やその他の事業の基本的な方針を示すものです。概ね 20 年後を目標とする将来都市像を示し、まちづくりの課題への取り組み方針を「港区全体」と「地区別」で構成して示しています。</p> <p>◆全体構想～まちづくりの基本理念と将来都市像～</p> <p>【まちづくりの基本理念】 人にやさしい良質な都市空間・居住環境を、皆で維持し、創造し、運営していく</p> <p>【将来都市像】 うるおいある国際生活都市</p> <p>【目指すべきまちの姿】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住みつづけられるまち (2) 個性的で多様な魅力があるまち (3) 世界に開かれた国際的なまち (4) 安全・安心なまち (5) 持続可能なまち <p>【まちづくりの方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 良好な居住環境と国際ビジネス拠点の形成と両立【土地利用・活用】 2) 暮らしやすく健康に資する生活環境の形成 【住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯】 3) 快適な道路・交通ネットワークの形成【道路・交通】 4) 緑と水の豊かなうるおいの創出【緑・水】 5) 災害に強く回復力のあるまちの形成【防災・復興】 6) 豊富な景観資源と地域の個性が光る、誇りと愛着に満ちた街並みの形成 【景観】 7) 環境負荷の少ない都市の形成【低炭素化】 8) まちの魅力の維持・向上と活用・発信【国際化・観光・文化】 <p>◆地区別まちづくりの目標</p> <p>計画地が位置する「高輪地区」の地区別のまちづくりの目標は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緑をいかした落ち着いた住宅地の保全 2) 地域交通の利便性の向上 3) 防災性の強化による安全・安心なまちの形成 4) 品川駅及び JR 新駅周辺における国際的な新拠点の形成 5) 都市計画道路の整備推進 6) 地域発意のまちづくりの推進

表 3.1.5-2(3) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区環境基本計画 令和3(2021)年度～ 令和8(2026)年度 令和5年度改定版 (令和3年2月)〔令 和6年2月改定〕</p>	<p>港区環境基本計画は、区の総合計画である「港区基本計画」の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示しています。</p> <p>令和3(2021)年度からの6年間を計画期間とする本計画では、環境分野における総合的・横断的な施策の強化を図るため、これまで個別計画として策定してきた「港区地球温暖化対策地域推進計画」、「港区環境率先実行計画」、「港区生物多様性地域戦略」に加え、「港区気候変動適応計画」、「港区環境教育等行動計画」も新たに位置付けられています。</p> <p>本計画が掲げるめざすまちの姿、施策は以下のとおりです。</p> <p>めざす環境像：多様な暮らし・活気・自然が調和する 持続可能な都市 みなと</p> <p><u>基本目標 1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応による安全・安心なまち</u></p> <p>施策 1 脱炭素まちづくりの推進 施策 2 広域的な連携による地球温暖化対策の推進 施策 3 ビジネス・ライフスタイルの改革 施策 4 気候変動に適応したまちづくりの推進</p> <p><u>基本目標 2 ごみを減らして資源が循環するまち</u></p> <p>施策 5 区民の参画と協働による3Rの推進 施策 6 事業系廃棄物の発生抑制と資源循環の促進 施策 7 安全・安心・効率的な廃棄物処理の実践</p> <p><u>基本目標 3 健康で快適に暮らせるまち</u></p> <p>施策 8 良好な生活環境の確保 施策 9 まちづくりにおける環境配慮の促進 施策 10 環境美化活動の推進</p> <p><u>基本目標 4 水と緑のうるおいと生物多様性の恵みを大切にすまち</u></p> <p>施策 11 古川・運河・お台場の海の水質改善 施策 12 水辺空間と水循環系の保全・再生 施策 13 豊かで質の高いみどりの保全・創出 施策 14 生物多様性の理解と浸透 施策 15 生物多様性の保全・再生</p> <p><u>基本目標 5 環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまち</u></p> <p>施策 16 環境教育等による環境保全意識の向上 施策 17 協働による環境保全活動の推進</p>
<p>港区緑と水に関する 基本方針 (平成18年3月)</p>	<p>緑と水に代表される自然環境の保護・保全の強化や創出を多様な主体との協働により進めていくとともに、ヒートアイランド現象、都市型水害等、都市部での新たな環境問題に、緑と水の面から緊急かつ具体的に対応するために定めるものです。目標年次は2026年としていますが、「港区みどりの実態調査」結果を踏まえて達成状況を検証し、必要に応じて改訂していくものとしています。</p> <p>以下の3つの視点から9つの基本方針を定めています。</p> <p><u>視点① 緑と水の量の拡大</u></p> <p>①-1 屋上緑化・壁面緑化・校庭や広場の芝生化等の推進 ①-2 都市計画制度の活用による地域単位での緑量の増強 ①-3 大規模な開発における緑化基準の強化</p> <p><u>視点② 緑と水の質の向上</u></p> <p>②-1 既存樹木の保護・保全体制の強化 ②-2 自然生態系や水循環系の回復に配慮した緑地保全対策の推進 ②-3 大規模な開発における緑・水・土に関する総合的な指導體制の確立</p> <p><u>視点③ 協働による緑と水のまちづくり</u></p> <p>③-1 多様な主体による緑化行政への参画推進 ③-2 区民・企業等による自発的な緑化と行政の支援強化 ③-3 土地所有者や企業等と行政との協働による民有緑地の公開運営</p> <p>また、9つの基本方針の実現の度合いを計る指標として、緑と水の視点から3つの目標値を設定しています。</p> <p>① 緑被率：2026年に25% ② みどり率：2026年に30% ③ 雨水の実質浸透域率：2026年に30%</p>

表 3.1.5-2(4) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区緑と水の総合計画 (令和3年2月)</p>	<p>「港区緑と水に関する基本方針」の主旨を継承して、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化のための施策等、港区の緑とオープンスペース、水に関する総合的な計画であり、港区のまちづくり分野の最上位計画である、「港区まちづくりマスタープラン」の個別計画のひとつとして位置付けられます。</p> <p>本計画は、21世紀半ばを見据えた上で、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間としています。</p> <p>本計画がめざす将来像、緑と水によってめざすまちの姿は以下のとおりであり、これらの実現に向け、14の施策を展開しています。</p> <p>【めざす将来像】 緑と水と人がはぐくむ うるおいある国際生活都市 【緑と水によってめざすまちの姿】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境負荷の少ないまちが形成されている 2. 暮らしやすい生活環境が形成され、健康が向上している 3. 安全・安心(防災・減災)が確保されている 4. 人々の交流や地域コミュニティが活性化されている 5. まちの魅力・風格が向上している <p>計画地が位置する「高輪地区」の取組の方向性の一部を以下に示します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①環境負荷の少ないまち <ul style="list-style-type: none"> ・湧水地の保全を進めるとともに、湧水の水源となる地下水涵養域を中心に、雨水浸透施設の設置を促進します。 ・生物多様性を高める自然環境の保全・再生の重点箇所に指定されている亀塚公園、高輪森の公園等において、生きものの生息・生育に適した環境づくりを進めます。 ②暮らしやすい生活環境の形成と健康の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・白金一・三田五丁目周辺など、「子どもの遊び場ニーズの高いエリア」において、開発事業等の機会を捉えて、子どもの利用に配慮した施設整備等を誘導します。 ③安全・安心(防災・減災)の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・白金台地、高輪台地の急傾斜地において、斜面緑地の保全に配慮してがけや擁壁の安全性向上を図ります。 ④人々の交流や地域コミュニティの活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画三田台公園の整備を推進します。 ⑤まちの魅力・風格の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・自然教育園、寺社、学校など、大規模で歴史的なゆかりのある緑を保全します。

表 3.1.5-2(5) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>港区景観計画 平成 27 年度(2015 年度)改定 (平成 27 年 12 月)</p>	<p>港区景観計画は、景観法に基づき策定された景観計画で、港区における景観形成の取り組みの基本的な方向性を示すとともに、景観法に基づく諸制度を活用した具体的な施策を示した、景観形成に関する総合的な計画として位置付けられています。</p> <p>また、上位計画となる「港区基本構想」や「港区まちづくりマスタープラン」に即すとともに、関連する分野別計画や「東京都景観計画」と連携を図るものとする、とされています。</p> <p>景観形成の基本方針は、以下のとおりです。</p> <p>基本方針 1：水と緑のネットワークを強化し、潤いある景観形成を進める 基本方針 2：歴史や文化を伝える景観を守り、生かす 基本方針 3：誰もが楽しく歩ける、にぎわいや風格のある通りを創る 基本方針 4：地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む 基本方針 5：区民・企業等・行政の協働で景観形成を推進する</p> <p>また、計画では、港区全域を港区景観計画の対象区域としており、その中で港区全域の景観形成基準(一般)、港区の景観特性がよく表れる、坂道沿い、寺社が数多く立地する地域、交差点・駅周辺、商業地、閑静な住宅地、斜面緑地、古川沿いのそれぞれの場所に応じた景観形成基準に加え、港区の骨格となる景観を形成する地区については、景観形成特別地区として別途地区を区分し、地区毎に景観形成基準を定めています。</p>
<p>港区一般廃棄物処理基本計画(第 3 次) 令和 3(2021)年度～令和 14(2032)年度 (令和 3 年 2 月)</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、港区における一般廃棄物処理に係る長期的・総合的視点に立った基本方針を明確にするもので、令和 3(2021)年度から令和 14(2032)年度までの 12 年間の計画期間としています。本計画では、「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」を基本理念をとって掲げ、以下の基本方針を示しています。</p> <p>基本方針 1：区民の参画と協働による 3R を推進します 基本方針 2：事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します 基本方針 3：安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します</p> <p>また、本計画に掲げる取組の進捗を管理し、その達成状況を区民・事業者と共有し、必要に応じて取組の強化・見直しを図るための指標として、12 の数値目標を設定しています。</p> <p>以下に数値目標の一部を示します。</p> <p><u>総排出量</u> 令和元(2019)年度実績 179,221t を、令和 14(2032)年度には 151,800t と約 15%の削減を目標とします。</p> <p><u>資源化率</u> 令和 14(2032)年度に資源化率 50%を目標とします。</p> <p><u>温室効果ガスの排出量</u> 令和元(2019)年度実績 22,372t-CO₂ を、令和 14(2032)年度には 14,900t-CO₂ と約 33%の削減を目標とします。</p>
<p>港区低炭素まちづくり計画 (令和 3 年 6 月)</p>	<p>「都市の低炭素化の促進に関する法律」の規定により国が定めた「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」に基づき、計画を作成します。</p> <p>めざすべきまちの将来像については、<u>快適で 安心な うるおいある 持続可能な環境都心 みなと</u>とし、以下の 3 つの基本方針を掲げています。</p> <p>基本方針 1 エネルギーが最適利用され、自立性の高いまちづくり 基本方針 2 都市と自然が共生するまちづくり 基本方針 3 多様な交通手段が利用しやすく、環境負荷の少ない交通まちづくり</p>